

し尿等の収集運搬体制

○ 一般廃棄物の処理責任

《法律上の定義》

「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障がない内に収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」

【根拠】 廃掃法第 6 条の 2（自治事務）

し尿、浄化槽汚泥は一般廃棄物とされ、業者が収集運搬を行う場合においても市町村が統括的な責任を有する。

○ し尿化槽汚泥の収集・運搬体制

し尿等の収集運搬は「直営」、「委託」、「許可」の 3 つの体制があり、各収集体制の比較は下記のとおり。

	直 営	委 託	許 可
実施主体	市町村	市町村	業者
収集運搬方法	市町村	市町村が定める委託条件に従う	許可条件の範囲内で業者が決定
収集運搬に係る費用	市町村	業務が遂行できる委託料を市町村が業者に対して支払う	利用者から徴収
料金（手数料）	市町村の歳入	市町村の歳入	業者の収入

※委託、許可はいずれも市町村が直営で収集運搬を行うことが困難な場合に限られる。（廃掃法第 7 条第 5 項第 1 号）

※どの収集体制を採用する場合においても、市町村が処理責任を有する。